

農業資材審議会農薬分科会

農薬使用者安全評価部会

(第26回)

議題(1)

農業資材審議会農薬分科会農薬使用者安全評価部会

(第26回)

令和8年7月27日(月)

13:30～14:10

農林水産省消費・安全局第3会議室

(WEB会議形式の併用開催)

議 事 次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 農薬使用者安全評価における暴露評価に係る補足事項について

○宇井農薬対策室長 それでは、皆様おそろいでございますので、ただいまから農業資材審議会農薬分科会農薬使用者安全評価部会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席頂きまして、ありがとうございます。

農産安全管理課農薬対策室長の宇井でございます。部会長に議事をお願いするまでの間、司会進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本年6月に農薬分科会の委員の方に一部改選がございました。今回より城西大学薬学部薬粧品動態制御学研究室教授の藤堂様に専門委員として御参加いただきます。藤堂先生、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○藤堂専門委員 どうぞよろしくお願いいたします。

○宇井農薬対策室長 お手元に資料2というのがございまして、農業資材審議会農薬分科会農薬使用者安全評価部会の委員名簿を配布しております。そちらも併せて御覧いただけますと幸いです。

また、本日は、委員の方2名、臨時委員の方1名、専門委員の方6名に御出席をいただいております。石井専門委員におかれましては、本日御欠席となっております。また、毒性及び経皮吸収に関する検討を行う必要がありますので、当該分野にお詳しい残留農薬研究所毒性部の小坂様に専門参考人として御参加いただいております。

それでは、本日御出席いただいております委員の先生方を御紹介申し上げます。

櫻井委員でございます。

○櫻井委員 よろしくお願ひします。

○宇井農薬対策室長 美谷島委員でございます。

○美谷島委員 よろしくお願ひいたします。

○宇井農薬対策室長 天野委員でございます。

○天野臨時委員 よろしくお願ひいたします。

○宇井農薬対策室長 相崎委員でございます。

○相崎専門委員 よろしくお願ひします。

○宇井農薬対策室長 上島委員でございます。

○上島専門委員 よろしくお願ひいたします。

○宇井農薬対策室長 藤堂委員でございます。

○藤堂専門委員 よろしくお願ひいたします。

○宇井農薬対策室長 成田委員でございます。

○成田専門委員 よろしくお願いいたします。

○宇井農薬対策室長 元村委員でございます。

○元村専門委員 よろしくお願ひします。

○宇井農薬対策室長 小坂専門参考人でございます。

○小坂専門参考人 よろしくお願いいたします。

○宇井農薬対策室長 アイツバマイ委員でございます。

○アイツバマイ専門委員 よろしくお願いいたします。

○宇井農薬対策室長 どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本日の農薬使用者安全評価部会は26回目の会合となります。今回は、農薬使用者安全評価における暴露評価に係る補足事項につきまして御議論いただいた後、フェンメゾジチアズ、アラクロール、クロチアニジン及びチアメトキサムの四つの有効成分の農薬使用者への影響評価につきまして御検討いただきまして、その他としてフェナザキンの部会評価書案への意見募集で寄せられた御意見につきまして御議論いただきたいと考えております。

今回の部会は、会議室とオンラインのハイブリッド型での開催となります。進行に不具合が生じた場合は、チャットボックス機能もございますので、音声トラブル等ございましたら、当該チャットボックスより御連絡いただけますと幸いです。

委員の皆様におかれましては、差し支えなければ、常時カメラをオンにいただいた上で、発言希望等ございましたら、画面右側の参加者一覧の「挙手」のアイコンがありますので、そちらを押していただけますと幸いです。

なお、基本的には挙手制で進められればと考えておりますが、挙手以外でも気になるところ等ございましたら、会議途中に御自身でミュートを外していただいて御発言いただきますようお願い申し上げます。

さて、本部会は、農業資材審議会令第7条第1項で委員及び臨時委員の過半数の御出席で会が成立すると規定されております。本日は3名全員の方に御出席いただいておりますので、本部会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

本日の農薬使用者安全評価部会のうち、議題1につきましては、公開で開催するという事で、傍聴の方々にもオンラインで御参加いただいております。また、議題2、3及び4は、個別の農薬の農薬使用者への影響評価に関しまして御審議いただきます。農薬使用者への影響評価の検討には、申請者の知的財産でもあります各種の試験成績が必要でありまして、審議会の原則に従いまして公開いたしますと、悪意のある第三者に自己の利益のために利用されるおそれがございます。申請者の知的財産権の侵害を防止して、審議に必要な資料が悪意ある第三者への漏えいを懸念することなく申請者から円滑に提出されるようにするため、

個別の農薬の農薬使用者への影響評価に関する審議の議事・資料は非公開とさせていただきます。

なお、審議終了後には、関連ファイルを削除いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。

本日の配布資料につきましては、配布資料一覧に資料と参考資料を記載しておりますので、御確認をお願いいたします。また、本日の農薬使用者安全評価部会では、対面で御参加いただいている委員の皆様には資料、参考資料及び机上配布資料ともに、紙での配布に代えまして、電子ファイルを収載したタブレットを御用意しております。配布資料一覧のPDFファイルに各議題の資料のリンクを設定しておりますので、議題ごとに該当するファイルをお開きいただきまして、御覧いただきますようお願いいたします。

なお、不具合等のトラブルが生じた場合には、随時事務局までお知らせください。

それでは、これからの議事進行につきましては、櫻井部会長にお願いしたいと存じます。

櫻井部会長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○櫻井部会長 本日は、皆様、御多用のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。

先ほど御説明がありましたとおり、本日の議題ですが、まず、議題（１）として、農薬使用者安全評価における暴露評価に係る補足事項について、これを公開で審議いただきます。次に、議題（２）では、登録申請されたフェンメゾジチアズの農薬使用者への影響評価に関して御審議いただきます。議題（３）では、再申請評価されたアラクロール、クロチアニジン及びチアメトキサムの農薬使用者への影響評価に関して審議いただきます。これは前回からの継続になりますね。それから、議題（４）では、フェナザキンの農薬使用者への影響評価の結果に関するパブコメの結果について御審議いただきます。

先ほどの御説明のとおり、議題（２）、（３）、（４）の審議に当たりましては、公開することにより特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがありますので、非公開とさせていただきますので、御承知おきください。

それでは、議題（１）農薬使用者安全評価における暴露評価に係る補足事項についての審議に入ります。

事務局より資料４の御説明をよろしく申し上げます。

○鶴居農薬審査官 ありがとうございます。農薬対策室の鶴居と申します。よろしくお願いいたします。

ただいま画面上に資料４を投影させていただいております。

「農薬使用者安全評価における暴露評価に係る補足事項について（被害防止方法として散布方法を限定する場合の取扱いについて）」でございます。

まず第１の「背景」でございますが、農薬の使用方法としての「散布」、「雑草茎葉散布」、「全面土壌散布」等の表示は、散布機器の選択に制限を設けるものではなく、農薬散布に当たり使用する散布機器は農薬使用者の自律的な判断に任されていると整理されております。

また、農薬使用者安全評価においては、使用方法ごとに農薬使用者暴露量を推計し、当該暴露量が毒性指標（AOEL及びAAOEL）を超過しなければ、農薬使用者の安全は確保されていると評価しております。以下、この過程をリスク評価と申し上げます。

一方、農薬使用者暴露量の推計に当たりましては、当該使用方法に用いられる全ての散布機器に係る暴露量を推計することは現実的ではございません。このため、当該使用方法における代表的かつ最も暴露量が多いと見込まれる散布機器を用いた農薬使用者暴露データに基づき、暴露量推計のための予測式を設定し、予測式を用いて当該使用方法の暴露量を推計することとしております。

例えば、果樹や野菜に対する液剤の「散布」に関しましては、手でノズルを持って散布する動力噴霧器に対応した「手散布」の予測式及び乗用型散布機であるブームスプレーヤー及びスピードスプレーヤーに対応した「機械散布」の予測式を設定しているところでございます。

このような中で、リスク評価の結果として、「手散布」又は「機械散布」の予測式で推計した暴露量が毒性指標を超過する場合に、申請者から被害防止方法において散布方法を限定するという申請が想定されます。

以上のことから、今回の部会におきまして、被害防止方法として散布方法を限定する場合の取扱いについて御審議いただきたいと考えております。

続きまして、第2の「被害防止方法として散布方法を限定する場合の取扱いの整理」でございまして。

本整理に当たりましては、「無人散布」を農薬使用者安全評価上どのように位置付け、被害防止方法として取り扱うかが中心的な論点であると考えております。

まず、1の基本的な考え方でございますが、農薬使用者安全評価において、防護装備による暴露低減を考慮してもなお農薬使用者暴露量が毒性指標を超過する場合には、被害防止方法として散布方法を毒性指標を超過しない散布方法に限定することにより、農薬使用者の安全を確保したいと考えております。

現時点で検討する使用方法は、このケースが想定される液剤の散布、ここでの液剤の散布とは、水和剤等の粉物の希釈液の散布を含みます——としたいと考えております。その他の使用方法において散布方法の限定が必要になるケースが生じた場合には、改めて検討をお願いしたいと考えております。

続きまして、2の被害防止方法に記載できる散布方法の御提案です。

液剤の散布において、被害防止方法として記載できる散布方法は、下の表のとおり、「手散布」、「乗用型機械散布」及び「無人散布」としてはどうかと考えております。

なお、通知上、「機械散布」とされておりますが、対象範囲を明確化するため、今回の整理では「乗用型機械散布」と整理したいと考えております。

表の中を御説明申し上げます。

被害防止方法に記載できる散布方法といたしましては、「手散布」、「乗用型機械散布」、「無人散布」

ということを御提案しておりまして、それぞれ定義といたしましては、「手散布」に関しましては、農薬使用者が散布機器のノズルを手に保持して散布する方法、含まれる散布機器の例といたしまして、背負式動力噴霧器あるいはセット動噴と呼ばれる据置型動力噴霧器等でございます。

また、「乗用型機械散布」に関しましては、定義といたしまして、農薬使用者が散布機器が搭載された車両に搭乗して散布する方法、含まれる散布機器の例といたしまして、スピードスプレーヤー（乗用型果樹用防除機）、ブームスプレーヤー等でございます。

また、「無人散布」に関しましては、定義といたしましては、農薬使用者が散布中のほ場に立ち入らず、散布機器を遠隔監視又は遠隔操作して散布する方法ということで、含まれる散布機器の例といたしましては、配管式散布装置（スプリンクラ、移動配管式等）、自動走行式散布装置（地上走行型農薬散布ロボット等）、無人航空機等が含まれると考えております。

続きまして、3の留意事項でございますが、まず（1）として、申請者が被害防止方法として散布方法を限定する場合は、申請に基づくものとしたいと考えております。

また、（2）の無人散布の取扱いについてでございますが、申請者が被害防止方法として「無人散布」を規定して申請する場合には、申請者は当該適用作物に対して実用化されている無人散布に関する具体的な資料（カタログ、普及状況、散布中に農薬使用者が暴露する可能性に関する情報に基づく考察等）を提出していただきたいと考えております。

審査においては、提出された資料に基づきまして、当該適用作物において当該散布方法が実用化されており、かつ、先ほどの2の表中の無人散布の定義を満たすことが合理的に認められるかを確認したいと考えております。

上記の無人散布の定義を満たすことが確認できる場合には、農薬使用者が散布時に直接暴露する可能性が極めて低いと判断できるのではないかと考えております。この場合、調製時の暴露量は適切な剤型の予測式により推計し、散布時の暴露量はほ場外から散布機器の遠隔監視・操作を行う「無人航空機散布」の予測式により推計することを御提案します。

調製時と散布時の暴露量の合計が毒性指標を超過しなければ、「無人散布」を被害防止方法として規定することを御提案しております。

なお、※印のところでございますが、無人散布は、農薬使用者が散布中に散布機器から離れた位置で散布機器の遠隔監視又は遠隔操作を行い、通常、ほ場内に立ち入る必要がないことから、散布時に農薬使用者が散布液に直接暴露する可能性は極めて低いと考えております。このため、ほ場に立ち入ることなく、ほ場の周辺から散布機器の遠隔監視・操作を行います「無人航空機散布」の予測式を用いて散布時の暴露量推計を行うことで、暴露量を過小評価することはないと考えております。

続きまして、4の被害防止方法に記載する場合の表現でございますが、リスク評価の結果に基づき散布方法を限定する場合には、例えば以下の記載例を考えております。

「ある作物に散布する場合は、乗用型機械散布によること」、あるいは、「ある作物に散布する場合は、無人散布によること」等でございます。

また、4ページ目、5ページ目に参考1と参考2をお示ししておりますが、参考1は農薬使用者への影響評価ガイダンスから抜粋したものでございまして、現在、散布作業に関しましては、農薬の剤型、作物、散布方法の組合せで17のシナリオを想定して予測式を策定しております。

液剤の散布に関しましては、この表の上部、液剤のところでございます。

こちらの液剤に係る11のシナリオに関しまして、次のページの参考2で予測式の中での単位暴露量をお示ししております。

先ほど無人散布に関しましては、施用時に関しましては「無人航空機散布」による予測式によって暴露量を推計することを御提案いたしました。こちらの表の一番下に「無人航空機散布」の単位暴露量をお示しております。

資料4の説明につきましては、以上となります。

○櫻井部会長 ありがとうございます。

今までの説明で何か御意見、質問、コメント等ございますでしょうか。

よろしいですか。

無人航空機はたしか去年検討したものですよね。

○鶴居農薬審査官 はい。さようでございます。令和7年3月の第19回の農薬使用者安全評価部会で無人航空機の暴露データに基づきまして、無人航空機散布の単位暴露量を設定していただいております。

○櫻井部会長 あと、スプレーヤーもやりましたよね。

○鶴居農薬審査官 はい。スピードスプレーヤーですね。キャビン付きのスピードスプレーヤーに関しましては、散布時にほぼ暴露することがないことを踏まえた透過率を設定していただいております。

○櫻井部会長 ということで、新しいテクノロジーで暴露量が減る場合には、それに合わせて現実的な予測式ということでデフォルトを決めていくという流れの中で、これも新たに提案されたということになります。

今までスプリンクラーとか、ロボットでまくとかいう話はなかったですからね。

天野先生、お願いします。

○天野臨時委員 日植防の天野でございます。御説明ありがとうございます。

無人散布に当たるようなものであれば、無人航空機のシナリオで計算するという方向は事務局のとおりでよろしいかと思っております。

一方で、資料2ページ目、(2)の冒頭に、申請者が被害防止方法として無人散布を規定して申請する場合には参考となる資料を提出するものとする書かれています。これは申請者の方が使用方法を限定する、制限する場合のものとして、これはこういう方法でしかないのかなとは思っておりますが、一方で、液体散布に係る散布方法というのは、使用者側に任せられていまして、濃度、それから量を規定を超えなければどのようなものでまいてもよいというのがこれまでの農薬取締法の中での指導であったかと思えます。そうしますと、現場がより安全と思われるような使用方法を考案した場合には、それは2ページ目の頭の方にあります、限定が必要になるケースが生じた場合は改めて検討するということに入るのかなとは思っておりますが、これが迅速に内容を検討されるのか。日々いろんな散布方法が考案されておまして、現地の指導機関の皆様から、研究会とか学会を見てみますと新しい散布方法というのが日々提案されている状況ですので、こういったあたりのすくい上げが迅速に行われるかという、何かスケジュール的な、このような申出があったらこういうふうにしていくという流れがあれば教えていただきたいということ。それから、そういったことが必要になるというアナウンスを現地の方には必ずしていただきたいという意見と両方でございます。

以上です。

○櫻井部会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○鶴居農薬審査官 ありがとうございます。

まず、1点目の新たな散布方法というものに関しましては、基本的に今、事務局から御提案しております手散布、乗用型機械散布、無人散布について、それらに含まれる散布機器を例示しておりますけれども、これ以外の新たな散布方法で、例えば無人散布の定義に当てはまるものに関しましては、申請者を通じて、そのような散布方法が無人散布の定義に当てはまるというような御申請をいただければ、無人散布の範囲で対応できるのではないかと考えております。

それ以外の、手散布、乗用型機械散布、無人散布の間に入るような散布方法に関しましては、どういったものか想定は少し難しいのですけれども、そういったものは無人散布に該当しないのであれば、手散布、乗用型機械散布でこれまでどおり暴露評価を行い、その結果に基づき、被害防止方法として定められる範囲の中で定めていくものと思われます。この3つのカテゴリー以外のものが出てくるのが今後想定された場合には検討したいと思うのですけれども、まずは事務局から御提案しておりますのは、従来、液剤の散布に対して、手散布、機械散布で暴露評価をしていたものを、それ以外にさらに手散布と機械散布とは違う、散布の中でも特に暴露量が低いと考えられる無人散布というものをカテゴリーとして設けて評価をさせていただければということで御提案しております。これ以外のものに関しましては、もし出てきた場合には、対象範囲をさらに明確化するために、事務局から御審議の提案等させていただきたいと考えておりますが、当面は、こちらの分類体系で対応できるのではないかと考えております。

2点目のアナウンスに関しましては、今回の審議で御決定いただける場合には、今後、手散布、乗用型機械散布、無人散布といった散布方法の限定が被害防止方法として規定されますので、そちらに関しましては、農薬を使用される農家の方々にこういった分類体系で被害防止方法が規定されますというようなことを改めて行政からお知らせすることは必要なことと考えておりますので、そのように対応してまいりたいと考えております。

○櫻井部会長 天野先生、よろしいですか。

○天野臨時委員 ありがとうございます。

補足というわけではありませんけれども、今、私が申し上げたのは、例えば申請者からは今回こういう状況で乗用型機械、それから無人散布で散布ができるというラベルになった後に、現地の方で今現在では想定が全くされないような使用方法を編み出したときに、この方法でよいのかという問合せは、逐次農水省に確認して対応するという流れでよいのかという質問が一つ。

それから、今後、確認した上で、新しい散布方法は確認を取って現地で導入していかなければならないという、そういうアナウンスが必要ではないかという意見でした。

以上です。

○鶴居農薬審査官 ありがとうございます。

天野先生がおっしゃっているのは、無人散布というもののの中で読めるのかどうかという、例えば被害防止方法で無人散布によることと書かれている場合に、無人散布の中に自分が使おうとしている散布機器が入っているのかどうかというお問合せであれば、これは農林水産省の方にお問合せいただければ対応できると考えますし、今回の資料などをホームページ上に載せますので、この定義に当てはまっているかどうかで御判断いただいて使っていただくことは差し支えないのではないかと考えております。

また、無人散布の制限がかかる場合には、評価が終わるときに、都道府県等を通じて周知いたしますので、そのときに御認識いただけると考えております。また、具体的に自分が使おうとしている新しい散布方法が無人散布に当てはまるのかと疑問に思われた場合には、お問合せいただければ、その散布方法に関しては無人散布の定義に当てはまるので問題はないと思いますといった回答はできるかと思います。もし、その判断ができないような散布方法でございましたら、そこは今回被害防止方法として想定しているものを超えているので使わないようにしてくださいと話をする可能性はあるかと考えております。

○天野臨時委員 分かりました。ちょっと私が今、具体的に気になったのが例えば二つほどありまして、例えばスピードスプレーヤーが乗用型ということで、散布したものが上から降りかかることを想定したシナリオですが、こういったものも恐らくは自走式ということで、乗らない形、いわゆる無人散布に当たるようなものが出てくるのではないかということが一つ。

それから、手散布に当たるとは思うんですけども、圧力をかけて大きく噴霧するのではなくて、広がり
のないハンドスプレーの簡易なもので滴化ですとか、あるいは袋かけのときにピンポイントでまくというこ
とも昨年か一昨年ぐらいの研究会の報告等でも見られましたので、そうしますと散布する使用量、使用液量
が格段に少ない状況で済むということで、データを見る限りでは、かなり安全というか、暴露の少ない仕様
なのかなというふうに思ったものが目についたものですから、そういったものもまずは問合せをして大丈夫
かどうかを確認するという流れと今理解いたしました。

以上です。

○鶴居農薬審査官 ありがとうございます。

○櫻井部会長 今回、手散布はどうだということじゃないですよ。これはあくまで無人散布の範疇に入る
ものとして我々が検討した無人航空機の単位暴露量をデフォルトとして使おうということで、もしも天野先
生の言われたような手散布が出ると、手散布のシナリオそのものも考えていかなければならないので、ちょ
っと今回の議題からは外れますよね。

○鶴居農薬審査官 はい、デフォルトの手散布は、全面散布を想定していますので、スポット散布とかハン
ドスプレーとかそういった局所的な散布が実態としてあったとしても、通常は、散布といった場合には、全
面の散布を想定したデフォルトの単位暴露量及び1日作業面積で暴露量を推計いたしまして、それで超えて
いる場合には、基本的には適用の見直しをしていただくか、若しくは無人散布というものが実用化されてい
れば無人散布を規定するという、大枠ではそういった考え方かと思います。確かに天野先生のおっしゃるよ
うに、ハンドスプレーでスポット散布的に散布しているものは、デフォルトの手散布は全面散布を想定した
予測式ですので、その評価結果をもって、それらが排除されるのはどうなのかについては検討の余地があ
るかとは思いますが、今のところ低濃度多量散布を想定している液剤の散布に関しては、この三つのカテ
ゴリーで評価を行うことを今回御提案させていただいているものでございます。

○櫻井部会長 多分、スプレーヤーも、自走式はこの表にあるみたいに無人散布のカテゴリーに入ってい
ますよね。

○鶴居農薬審査官 はい。天野先生の、昨今スピードスプレーヤーが自走式になってきているというとのお
話については、資料に記載の定義から、乗用型機械散布は、農薬使用者が散布機器が搭載された車両に搭乗
して散布するという定義ですので、自走式のスピードスプレーヤーに関しましては、その下の無人散布の自
動走行式散布装置に該当すると考えております。

○櫻井部会長 これも申請者が出すときは、実用化されている、あるいは実用化の中にも普及状況とかがあ
りますから、ある程度実績のあるものということが前提になっていますよね。

○鶴居農薬審査官 はい。事務局といたしましては、実態があるということが大切と考えておりますので、

そのあたりは申請者の方からそういった情報をご提供いただきまして、審査の中で確認した上で、かつこの定義を満たしているということであれば、ほ場に立ち入ることはないと考えられますので、一定程度暴露すると考えられている無人航空機散布の予測式で暴露量を推定すれば過小評価とはならないと考えております。

○櫻井部会長 これでは例えば生産者の方が新しい無人の散布のシステムを導入して、まだこちらの想定になかった場合、それはこちらに問合せをして検討するという形になりますかね。

○鶴居農薬審査官 具体的に被害防止方法として無人散布によることと規定されているものに関して問合せがあった場合には、こちらの方で内容を確認させていただいて、規定されている被害防止方法の無人散布の範疇に入るかどうかということをお示しすることになるのではないかと思います。

○櫻井部会長 そうですね。ということです。天野先生、よろしいでしょうか。

○天野臨時委員 はい。御説明の内容は承知いたしました。ただ、最後に櫻井先生が言われた点がやっぱり私はちょっと引っかかっておりまして、今、実態がなければいけないのかというところです。今後導入される可能性があるのであれば、無人散布の中であればいいよという表示を先にさせておいた方が混乱が少ないような気がいたしました。これは意見です。

以上です。

○櫻井部会長 なかなか難しいところですけども、機器がある程度その範疇に入るということは確かめておかないと、こういうことをしないと超過するような剤で、万一暴露量がすごく多くなってしまうようなことがあると、使用者安全という観点からは危ないと思いますので、事務局の方針でいいと思います。

成田先生、お願いします。

○成田専門委員 成田です。

やはり今の点で、どちらかというと、利用する際には、農薬の登録の要件に従ったものを使用することになると思いますので、そうしますと、無人というカテゴリーがないと、通常の散布の、例えば液量とか濃度とか、そういったものの中で読んでいくような形になるので、できれば何かこの範囲のものですよというようなものがある方が実際に現場の方に移していくというか、いきなり新しい散布方法をやってみるというよりは、そしてそれを農薬メーカーが登録として上げていくというよりは、少し何かカテゴライズされているものがある方が現場の方には入りやすいのかなとも思いますので、今後またいろいろ上がってきた段階でちょっと整理していただけたらなというふうに私も思います。

○櫻井部会長 ありがとうございます。まさにそういうことですよね。現実に使っている、恐らくメーカーも使っていただきたければ、こういうもの、例えばスプリンクラでもいいし、無人航空機でもいいし、自走式でもいいですよという、それぞれカタログを持ってきたいただければ、それで済むわけだけでも、よく分からない新製品だとすると、ちょっとそれは考えなければならないというような形になりますかね。あ

りがとうございます。

ほかにございますか。

よろしいですか。

では、特に修正にはならないと思いますので、無人散布という散布方法、具体的には、表に書かれているような方法については、我々が前の年に決めた無人航空機による散布、これをデフォルトとして考えると。そういうことをするときは、申請者の方から具体的な散布方法をある程度規定して出していただくということで、特に運用に関しては御意見ありましたけれども、それはまた考慮していただくということにして、これでいきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○上島専門委員 ちょっと一つすみません。上島でございます。よろしいでしょうか。

○櫻井部会長 はい。

○上島専門委員 今、御議論いただいた点は、私も伺っていて、現場の状況は知らない立場なので、門外漢ではございますけれども、大変重要なことを議論されているというふうに伺いました。

現場では、様々な工夫が使用者のレベルではあり得て、暴露の少ないいろんな工夫もできる、そういうことでそういう場合はどういう扱いをしたらいいのかということだと思えるのですが、ただ、今の枠組みの中では、例えば手散布でいくら暴露の少ない方法をアイデアとして編み出したとしても、それは今の枠組みの中では、手散布ではあくまでも決められた予測式で計算するしかないのです、それでそういうふうになりますというのが今の仕組みだと思います。

ただ、すごく大事だと思うのは、ここでこういう議論をしていることと現場で工夫しているということです。現場はどんどん工夫して、我々が議論していないことがどんどん導入され、現場の実態と私たちが議論している内容が乖離していくということは、制度の信頼性に大きく関わるところなので、そういうことはあってはならないと思うわけです。ただ、その中で新しい暴露の少ないやり方が迅速に審査のシステムに入っていくようにしないと、現場も困るし、それがアンダーグラウンドでされるようなことになってはいけませんので、システムとしては、新しいやり方が反映されるには、メーカーを通じてそういう予測式をアップデートするやり方がきちんと議論されていくステップをなるべく迅速に踏むことが必要というふうに私は理解しました。そういう考え方でよいのでしょうかということでございます。

○櫻井部会長 どうでしょうか。

○鶴居農薬審査官 上島先生、ありがとうございます。

先ほどから天野先生、上島先生がおっしゃっていただいている点に関しましては、基本的には現行の予測式のデフォルト値で暴露量を評価するという事で、今回御提案しているものに関しては、液剤の散布に関しては、手散布、機械散布あるいは無人散布で暴露量を評価するという事でございます。

そちらの方の、特に無人散布の方に、この定義に当てはまるようなものであれば、そちらの方で既に被害防止方法が規定されていれば、その範囲の中で新しく考えられた散布方法で実施していただいと思いますが、その判断が難しいようなものがあつた場合に関しましては、先ほど上島先生がおっしゃったように、メーカーを通じて、こういった使用方法なんだけれども、無人散布に当てはまるのか、そもそもそれとは別のものなのかと。別の方のものであって、中間点に入るようなもので、手散布でやるよりもより精緻な予測式を立てるべきということであれば、それは使用者暴露データを取っていただいて予測式を設定していただくというのが、この評価体系の中では、そのような考え方をすべきではないかというふうに事務局としては考えております。

○櫻井部会長 よろしいですか。上島先生。

○上島専門委員 はい。

○櫻井部会長 ある散布法では使用者暴露が多いという予測式からの結果が得られて、しかし、実態がそうじゃないという場合、メーカーの方が自分たちで暴露量データを取って出せば、我々、それを認める形になりますから。ただ、今までの剤は幸いにしてといいますか、我々の予測式で大丈夫な範囲に収まって、再評価もクリアしてきていますので、そういう場合においては、剤の使い方に沿ってメーカーでデータを作ってくださいという形になるでしょうかね、現実的には。

○鶴居農薬審査官 はい。

○櫻井部会長 ということです。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、特に修正がないようですので、この案でということで、また農薬分科会の報告については、この資料を基に作成いただいて、私の方に御一任いただくということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、事務局から何かございますか。

○宇井農薬対策室長 ただいま御審議いただきまして、ありがとうございました。

本件につきましては、部会の決定事項といたしまして、農業資材審議会農薬分科会に報告をさせていただきます。ありがとうございます。

○櫻井部会長 これにて議題（１）の審議は終了いたします。

ここまでが公開ですので、傍聴者の皆様におかれましては、ここで御退場いただきますようお願いいたします。

（傍聴者退席）

14時10分 終了